改正後	改正前					
(資産につき除却等があった場合の引当金等の取崩し) 10 - 1 - 2	(資産につき除却等があった場合の引当金等の取崩し) 10 - 1 - 2					
(圧縮記帳の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合の取得価額) 10-1-4 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この章において同じ。)が適格組織再編成(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この章において同じ。)により被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下この章において同じ。)において圧縮記帳の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合には、当該固定資産に係る引当金又は目的積立金の金額の引継ぎを受けたかどうかにかかわらず、当該被合併法人等において当該固定資産の取得価額に算入されないった金額は、当該固定資産の取得価額に算入されないった金額は、当該固定資産の取得価額に算入されないことに留意する。	(新 設)					
(返還が確定しているかどうかの判定) 10 - 2 - 1	(返還が確定しているかどうかの判定) 10 - 2 - 1法第42条第1項 <u>又は</u> 第43条第1項					

改	正	後	改	正	前
(注)			(注)		
10 - 2 - 2法第42 法第42 (注)1法 法: 法:	条第1項 <u>又は第5項</u> 第42条第1項 <u>若しくは第5</u> 定を設けた場合の国庫補助	場合の圧縮記帳) <u>これらの</u> 規定 ら項又は第44条第1項 <u>若しく</u> か金等で取得した固定資産等 その圧縮限度額は、	(注)1法	条第1項 条第1項 第42条第1項又は第44条 で取得した固定資産等の	場合の圧縮記帳) 同項の規定
の圧縮額の損並算。 (算式) 		<u>- の</u> 圧網IR反領1 は、	<u>る</u> 圧離液浸額は、 (算式) 		
10 - 3 - 2法第45	条第1項 <u>又は第5項</u> 《工事 》 <u>これら<i>の</i></u>	事負担金で取得した固定資産			取得した固定資産等の圧縮額
(工事負担金を受けた事 理等)	業年度において固定資産が	「取得できない場合の仮受経	(工事負担金を受けた事 理等)	業年度において固定資産	が取得できない場合の仮受経

	改	正	後		改	正	前	
	法第45条第1項 <u>∑</u>			10 - 3 - 3法第45条第 1 項				
(保険金等 <i>σ</i>				(保険金等(
	法第47条第 1 項 <u>又</u>	スは第 5 項	<u>同条第1項に規定</u>				固定資産固定	
する所有固	記定資産(以下この節に	おいて「所有固定資	産」という。 <u>)</u>	<u>資産</u>	<u>同項の</u>			
所有	<u> 固定資産</u>	<u>これらの</u>						
(1)				(1)				
(2) 所有固	<u> </u>			(2) 固定	<u> 資産</u>			
(立竹木の保	保険金等に係る圧縮記帆	₹)		(立竹木の作	保険金等に係る圧縮記	帳)		
10 - 5 - 1 Œ	2			10 - 5 - 10	ກ 2			
	同項 <u>又は第5項</u>	<u>これら</u>	<u>ത</u>		同項	<u>同項の</u>		
(1)				(1)				
(2)				(2)				
(圧縮記帳を	まする場合の滅失損の詩	十上時期)		(圧縮記帳を	をする場合の滅失損の	計上時期)		
10 - 5 - 2	所有固定資産			10 - 5 - 2	<u>固定資産</u>			
<u>(注)</u> 適格組	引織再編成に係る被合併	f法人等が有する固定	資産の滅失等があった					
場合にお	いて、その滅失等によ	こり支払を受ける保険	金等の額につき、当該					
適格組織	戦再編成に係る合併法人	、等が法第47条から第	49条までの規定の適用					
を受けよ	こうとするときの被合併	f法人等においても、	同様とする。_					

改正後	改正前				
(同一種類かどうかの判定) 10 - 5 - 3 法第47条第1項 <u>又は第5項</u>	(同一種類かどうかの判定) 10 - 5 - 3 法第47条第1項				
(代替資産の範囲) 10 - 5 - 4	(代替資産の範囲) 10 - 5 - 4 <u>固定資産</u> が				
(滅失等により支出した経費の範囲) 10 - 5 - 5 <u>所有固定資産</u> <u>所有</u> 当該 <u>所有固定資産</u> 当該 <u>所有固定資産</u>	(滅失等により支出した経費の範囲) 10 - 5 - 5 <u>固定資産</u> <u>固定資産</u> 当該 <u>固定資産</u> 当該 <u>固定資産</u>				
(2以上の種類の資産の滅失等により支出した共通経費) 10-5-6	(2以上の種類の資産の滅失等により支出した共通経費) 10-5-6				
(所有固定資産の滅失等により支出した経費の見積り) 10 - 5 - 7	(<u>資産</u> の滅失等により支出した経費の見積り) 10 - 5 - 7 <u>その有する固定資産</u> 当該 <u>資産</u> 当該 <u>資産</u>				

ī	改	Œ	後		改	ΙΈ	前
経費の額に、	より調整する。_						
10 - 5 - 8	<u>所有固</u> 法第47条第 1 項 <u>又</u>	「の圧縮額の損金算入) <u>同定資産</u> 【は第5項		10 - 5 - 8 (算式)	- 代替資産等について <u>固定資</u> 法第47条第1項	<u> </u>	
(遊休資産の交対 10 - 6 - 1 法領	-	到5 項		(遊休資産の交 10 - 6 - 1 注	∑換) 5第50条第1項		
(建設中の期間 10 - 6 - 1の2		<u>(は第5項</u>		(建設中の期間 10 - 6 - 1の2	引) 法第50条第1項		
		 【は第5項			9等) 法第50条第1項		
(譲渡資産の譲) 10 - 6 - 6 法3		至5項			張直前の用途) 新第50条第1項		
			(廃 止))取得した有価証券の圧 式により資産を譲渡した	

改	正	後	改	正	前
			下この節において「新設院において、その出資及び意の譲渡した資産を、当該院より取得した有価証券の原節において「特定出資」とついては当該特定出資にできる。 (1) 当該法人が当該新設院金額の全額を有するもの人の発行済株式又は出資れているものでないこと(2) 当該資産の譲渡がそのであり、かつ、当該新記(3) 当該法人が国内にある件》に規定する資産をきないこと。 (4) 当該新設法人が譲渡を	3 金銭以外の資産をその 法人」という。)に対して 対該資産の譲渡が次ので 法人については法第51名 という。)により出資した という。)により出資した より受け入れた資産とる に対してあり、かつ、その服 資金額の全部又は一部を のという。 のとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのと	の新たに設立された法人(以てその設立後に譲渡した場合すべてに該当するときは、それまするときは、それまない。 第1項《特定の現物出資に規定する特定出資(以下このを資産とみなし、新設法人にみなして、同条の規定を適用を発行済株式の総数又は出資きにおいてその後当該新設法を有しなくなることが見込まるかじめ予定されていたもの
		(廃 止)	<u>(借地権の設定)</u> 10 - 7 - 1 の 2 法第51条第	11項《特定の現物出資	資により取得した有価証券の

改	Œ	後	改正前
		(廃止)	圧縮額の損金算入》に規定する「金銭以外の資産の出資」には、借地権の設定(令第138条第1項《借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入》の規定の適用がある設定に限る。)の方法により当該借地権を出資の目的とするものが含まれる。 10-7-1に定める「金銭以外の資産」についても、同様とする。 (注) この場合における当該借地権に係る令第93条第2項第2号《特定の現物出資の要件》に規定する「出資の直前の帳簿価額」及び令第94条《特定の現物出資による差益金の額》に規定する「特定出資の直前の帳簿価額」は、当該借地権に係る土地につき令第138条第1項の規定により損金の額に算入される金額をいう。 (債務の引継ぎ) 10-7-2 法人が資産とともにその有する債務を特定出資の対象として引き継いだ場合には、これを認めるものとし、この場合における令第94条《特定の現物出資による差益金の額》の「特定出資に係る資産の当該特定出資の直前の帳簿価額の合計額」は、特定出資に係る資産の当該特定出資の直前の帳簿価額の合計額からその引き継いだ債務の額を控除した金額による。 (注) 10-7-1の適用を受ける場合において、新設法人が、その引継ぎを受けた資産に付した帳簿価額の合計額からその引き継いだ債務の額の合計額を控除した金額が当該新設法人の設立の時における資本等の金額を超えるときは、その引継ぎを受けた資産のうちその超える部分に対応する部分については、10-7-1の適用がないことに留意する。
		(廃 止)	(返品債権特別勘定等の引継ぎ)

改	正	後	改 正 前	
		(廃止)	10-7-3 法人が特定出資に際して当該特定出資に係る資産ととも産に係る次に掲げるような金額を新設法人に引き継いだ場合には、ぎを認める。この場合において、当該新設法人が引継ぎを受けたこ額については、当該新設法人がその繰入れ等をしたものとして取り(1)返品債権特別勘定の金額(2)補修用部品在庫調整勘定の金額(3)単行本在庫調整勘定の金額(4)圧縮記帳に代えて繰入れ等をした引当金勘定の金額又は目的積(注)これらの金額の引継ぎをしなかった場合には、その引継ぎをし金額は、特定出資をした法人において益金の額に算入する。 (引当金等の引継ぎ禁止) 10-7-4 次に掲げるような金額は、特定出資に際してこれを新設き継ぐことができないことに留意する。 (1)貸倒引当金等の法に規定する引当金勘定の金額(2)海外投資等損失準備金等の措置法に規定する準備金(特別償却等金む。)の額(3)保険差益特別勘定等の法又は措置法に規定する圧縮記帳のためで定の金額(4)利益積立金額(5)資本積立金額(5)資本積立金額(6)使用人が新設法人に転籍又は出向した場合の当該使用人に係る引当金勘定の繰入れ等については、11-4-24から11-4-30ま人が転籍又は出向した場合の繰入限度額等》の適用がある。	それ 扱 立 な 法 集 か 退 引 継 金 か ら ら 。

改	正	後	改	正	前
		(廃 止)	<u>(</u> 償却超過額がある場合等の		
					、当該特定出資の対象となっ
				上の帳簿価額に基つい	ていないときは、次に掲げる
			場合に応じ、次による。		
					系る償却超過額等を含めない
					に、税務計算上の帳簿価額に
					り取得した株式(出資を含む。
					計算しているときは、当該株
					を益金の額に算入するととも
					らず損金の額に算入する。
					系る評価益の否認金等の修正
					合のように、税務計算上の帳
					資により取得した株式の圧縮
			<u></u>		額を当該法人の当該特定出資
			<u>をしに日の属する事業</u>	‡度の盆金の額に昇入	して当該否認金を消滅させる。
		/ 南 → L \	/ 杜宁山次一上1200/81 4 7	生体は光のに始むまで	収Ⅲの#±/□ \
		(廃 止)	(特定出資により取得した社会) (10 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		
			10 - 7 - 6 10 - 6 - 10 < 3		
					得した有価証券の圧縮額の損
			金算入》の規定を適用する	6場台について準用す	<u>රං</u>
		/ 	/ #+ chill 2001 - 1-10 501 1-1 1-1		仁光 4 日 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		(廃止)	<u>(特定出資により受け入れ</u> た)		<u></u>
			<u>10 - 7 - 7</u> 新設法人が特別	正出貧により減価償却	<u> </u>

改	正	後		改	正	前
				を適用することがで き適用を受けていた 用建物の割増償却等	きるのであるが、出資をし 措置法第45条の 2 第 3 項、 》に規定する特別償却につ	古資産の耐用年数等》の規定 た法人においてその資産につ 第47条又は第48条《特定医療 いては、たとえその適用期間 その適用がないことに留意す
		(廃	逐止)	る事業所に属する資内にある事業所又はいるかにより判定すただし、国外にありに国内にある事業	第1項《特定の現物出資の産」に該当するかどうかは 国外にある事業所のいずれるものとする。 る事業所の帳簿に記帳され 所において経常的な資産管	要件》に規定する「国内にあ、原則として、当該資産が国の事業所の帳簿に記帳されて ている資産であっても、実質理が行われていたと認められ 資産に該当することになるの
		(廃	逐 止)	10 - 7 - 9 令第93条 該新設法人の発行済 が見込まれているも おいて、あらかじめ	脊株式の総数又は出資金額 の」とは、例えば、同号に 他の法人に吸収合併される	ることの意義) 出資の要件》に規定する「当 の100分の95未満となること 規定する新設法人の設立時に ことを予定した当該新設法人 設法人の設立がこれに該当す